

第19回 農業委員会総会議事録

妙高市農業委員会

第19回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月30日(月)午後1時30分から午後1時50分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

(1) 農業委員(16名)

会長	9番	安原 義之			
会長職務代理者	16番	市川 政一			
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進	
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎	
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子	
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之	
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭	
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明	
	14番	霜鳥 勝範	17番	尾崎 香	

(2) 推進委員(1名) 山本 重和

4. 提出議題

報告第39号 7月分許可状況について
報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第41号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
報告第43号 農地法施行規則第29条第1号該当届出書について
議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可取消について
議案第43号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第44号 農用地利用集積計画について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 西澤 明夫 係長 望月 幸子 主査 竹田 由之

6. 会議の概要

事務局

ただいまより、第19回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員の報告をいたします。只今の出席委員は16名でございます。

なお、吉越事務局長は所用のため、欠席させていただいております。

今月の総会から農地利用最適化推進委員の皆様にも、ご都合が付く方につきましては出席することができることとし、併せて事前に総会資料を送付することに改めさせていただいております。自分が担当する地区の議案の審議において、その他にもご意見等があればお聞かせいただくことも大事かと思われましたので、改めさせていただきました。

今後も、合同で実施する総会以外でも、このように取組みさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会長

ご苦勞様でございます。収穫作業を終えてお疲れの方もあろうかと思えます。

これから収穫されるところもあるかと思えますが、今年は品質が悪いということで、1等米比率が上がらないということでございます。農協の低温倉庫でしている検査にお邪魔させていただきましたが、2回目の検査の日だったかと思えますが、2,340俵の検査中、1等米が出たのは42トンだけで、あとは2等・3等米、その中でも持ち帰りという最悪の状況であり、夏季の高温が続いたため、このような状況になってしまったのかなと思えますし、5月20日以降に植えられた方、その近くに植えられた方の1等米比率が回復してきているということでした。

大麥申し訳ございませんが、来月の総会は所用で欠席させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第19回妙高市農業委員会総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員を指名いたします。今回は、5番の丸山 善明 委員、6番の荒川 美子 委員、よろしく願いいたします。

今回の報告事項については5件、議案については、5件のご審議をお願いします。

議長

これより、議事に入ります。

まず、報告事項ですが、

- ・報告第39号 7月分許可状況について
- ・報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・報告第41号 農地転用事実確認証明等報告について
- ・報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
- ・報告第43号 農地法施行規則第29条第1号該当届出書について

以上、報告事項5件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、1ページ、報告第39号 7月分許可状況について、をご覧ください。

令和元年7月に申請されましたものは、3条申請が3件、5条申請が6件、5条申請の事業計画変更が1件ありましたが、いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会にて許可となっております。

次に、2ページ、報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。

8月に通知がありました合意解約は、3件であります。

いずれも先月の総会において、3条申請にて、これまで貸借していた方とは別の方に所有権移転がなされているところであります。

次に、3ページ、報告第41号 農地転用事実確認証明件数報告についてです。

8月に処理しましたものは、農地転用事実確認が1件、法務局からの農地の転用に関する

る照会が1件です。

農地転用事実確認につきましては、既に昭和46年に農地法第5条の転用許可済みとなっており、現在も住宅敷地として管理されていることを確認できましたし、法務局からの転用事実の照会におきましても、現在、耕作されておらず、今後も農地として耕作されることは見込めないことを確認できましたので非農地と判断いたしております。

なお、本報告の中で、先月までは、申請者の住所・氏名につきましては記載なしとしておりましたが、委員の皆様へ、届出内容をより詳しく提供させていただきたいとの事から見直しをし、今月より申請者欄を設け、記載させていただきました。

次に、4ページ、報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は8件でありまして、あっせん希望はありませんでした。

次に、5ページ 報告第43号 農地法施行規則第29条第1号の該当届出について、です。

これは、200㎡未満の所有地において、農業用の施設等を建築する場合は、「農地の転用の制限の例外」として、農地法第4条の許可を受けなくとも良いこととなっております。

8月に届出のありましたものは1件で、これは、先月の農地法5条申請で許可となった事案に隣接した農道部分にあたります。現地確認はすでに、先月の事案の際に一緒に確認させていただいております。

以上、簡単ではありますが報告案件について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議長 それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、報告事項5件については、ご了承いただきたいと思います。

議長 次に、議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議について」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

申請地は白山町1丁目及び下町地内、登記地目は、田が2筆で計156㎡、雑種地が2筆で計19.13㎡、合計が4筆で登記地積合計175.13㎡であります。4筆ともに現況地目が畑で農地基本台帳に登載されている農地であります。

位置図は、資料No.1及びNo.2をご覧ください。

申請地は、譲渡人が自ら管理してきた農地ですが、譲渡人が市内転居し空き家となった住宅及び宅地を、譲受人が購入することとなり、併せて申請地も譲り受けて耕作するために、合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

17番の尾崎 香委員より、よろしく申し上げます。

17番 9月11日に石山推進委員さんと、事務局で現地確認を実施しました。
事務局の説明通りで、関係書類を併せて確認したところ、特段問題なく許可して差し支えないものと考えますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第40号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第40号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページを及び位置図をご覧ください。
今月の許可申請は1件です。
申請地は、柳井田町1丁目地内、登記地目は、田が1筆、登記地積147㎡です。
位置図は、資料No.1及びNo.3をご覧ください。
申請地は、北新井駅からおおむね300m以内の区域にある農地であることから第3種農地です。
譲受人は、申請地を購入し、申請地に住宅1棟の建築整備を希望しています。
以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
7番の宮尾 俊一委員、よろしくお願いします。

7番 9月11日に金子推進委員さんと、事務局で現地確認を行いました。
現地確認の際、柳井田町内会と和田土地改良区に事前に報告がなかったということで、柳井田町町内会長から建築工事を保留にして欲しいという話がありました。柳井田町町内会では、転用する場合には町内会での諸条件があるためとのことです。
その後、諸条件がクリア出来ましたので、申請内容等、特段問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第41号について質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

事務局 これより、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第41号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消について」を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消については、8ページをご覧ください。

本案は、本年7月31日付け妙高市農委5010号で農地法第5条第1項許可を受けた案件であります。

許可後に、譲受人の家庭の事情により、土地の売買契約が解除となり、許可取り消しに至ったもので、土地の所有権移転登記及び現地工事着工もされていないことを確認しています。

以上、説明させていただきましたが、やむを得ない事情による取消であり、特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第42号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長 現況は、どのようになっているのですか。

事務局 保全管理となっており、区画整理されたところ です。

議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第42号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第43号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第43号 農地法の適用を受けない事実確認願については、9ページをご覧ください。

今月の確認願は、1件です。

申請地は、諏訪町2丁目地内、登記地目は、田が1筆、登記地積444㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.4をご覧ください。

申請地は、平成18年頃から所有者が病気で、耕作できなくなり耕作放棄され、これまでの間に隣接地が宅地化され、用水も引くことができなくなったことから、水田として耕作できなくなって現在に至っている土地です。

周囲の状況も、コンクリート塀に囲まれ、通路もなく、他人の土地を通らないと、機械だけでなく人も容易に入れない状況で、今後も、農地として復旧することも難しい状況で、農地としての活用は見込めないことを確認しました。

現地の状況や周囲の環境及び県外に居住する所有者の状況を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して、特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
2番の東條 進委員、よろしくお願いします。

2番 9月12日に古川推進委員さんと、事務局で現地確認を行いました。

申請地につきましては、渋江川沿いに面しておりまして荒れております。長年耕作されず、荒地地となっており、隣接地は宅地となっており、コンクリート塀があったり段差があり、用水もなく進入路もございません。特段問題ないと思われまので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第43号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

16番 位置図を見ますと田んぼとなっておりますが、いかかでしょうか。

2番 位置図では、田の地図記号ですが、現在は、荒地地となっております。段差があり、河川の方へ続いている状況です。

16番 周辺が、田んぼのようになっておりますが、全て耕作されていないのでしょうか。

事務局 地目までは確認しておりませんが、河川敷のようになっており、耕作されておりません。農地性としてはないというような状況であります。

16番 調べていただければと思います。

会長 皆さんもパトロールをしていて、いろいろな状況がたくさんあるかと思えます。
気になるところがありましたら、事務局の方へ写真等で確認していただきたいと思えますし、パトロールの実績にもなりますので、活動していただければと思います。

議長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより議案第43号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第43号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第44号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページ 議案第44号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。今月は、新規が1件、再設定が6件、農林公社を通じた所有権移転が2件であります。まず、1件目は、これまでの耕作者との貸借契約が10月末をもって満了することから、新たな耕作者と貸借したいというものであります。貸借の始期につきましては、稲刈り後、来年度の耕作にむけて耕作準備をしたいことから、11月開始となっております。2番から7番につきましては、引き続きの再設定であります。いずれも貸付人、借受人の両者合意のもとで、賃貸借料、貸借期間の設定となっております。8番、9番につきましては、新潟県農林公社をはさんだ所有権移転となっております。農地中間管理事業の農林公社を通じた賃貸借と同様に、一旦、地主から農林公社へ所有権移転手続きをし、翌月に農林公社から耕作者、購入者へ再度、所有権移転するものであります。地主と購入者の間ではこれまでも賃貸借契約をしておりましたが、今回、両者にて話しがまとまったことから所有権移転をしたいものであります。以上、市長への農用地利用集積の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第44号について質疑を行います。質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長 8番、9番は、今まで賃貸借契約を結んでいた方が引き続き耕作をされるということですか。

事務局 来月、農林公社と相手方との集積計画が出てくる予定となっております。

議 長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第44号「農用地利用集積計画について」を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第44号については、原案のとおり決定いたしました。

議長　これで議案の審議については全て終了いたしましたので、第19回農業委員会総会を閉会します。

以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。


妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

議 長

安原 義之 

妙高市農業委員会署名委員

丸山 善明 

妙高市農業委員会署名委員

荒川 美子 